平成２２年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市神田北通４丁目46番地の１メロデーハイム702
債務者　宮田裕美子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４６号
兵庫県尼崎市三反田町１丁目10番10―302号
債務者　徳田　　祥
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７号
徳島県阿南市富岡町あ王谷22番地
債務者　児島　智子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第７５号
愛媛県西予市野村町野村13号31番地
債務者　田中　　司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４８６号
北九州市若松区二島３丁目２番37―603号
債務者　柴田　和子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４２号
北九州市小倉北区木町３丁目13番７―401号
債務者　伊地知典子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４４号
北九州市小倉北区日明３丁目10番10号
債務者　橋本　謙二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５７号
福岡県中間市松ヶ岡１番４―402号
債務者　小柳　美加
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７１号
北九州市八幡西区友田３丁目４番25―506号
債務者　西田亜矢子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８９号
北九州市門司区下二十町７番５―404号
債務者　梶川みつき
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９３号
北九州市小倉北区中井５丁目１番14―105号
債務者　山内　雅俊
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２４号
北九州市門司区寺内１丁目21番４―201号
債務者　村田　浩美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４８０号
熊本市帯山３丁目18番51号
債務者　渡辺　金治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２６号
大分県別府市若草町６番５号　土井アパートＢ―２号
債務者　和氣　輝幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３８２号
大分市大字三芳983番地の１　ジョイ７―303
債務者　佛原　　宏
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
大分県中津市中殿町３丁目32番地８
債務者　柴﨑　　譲
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
大分県宇佐市大字四日市1533番地の１
債務者　森　　祐二（旧姓寺本・上北）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
大分県中津市耶馬溪町大字柿坂656番地２
債務者　白石　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係